

令和8年度

事 務 概 要

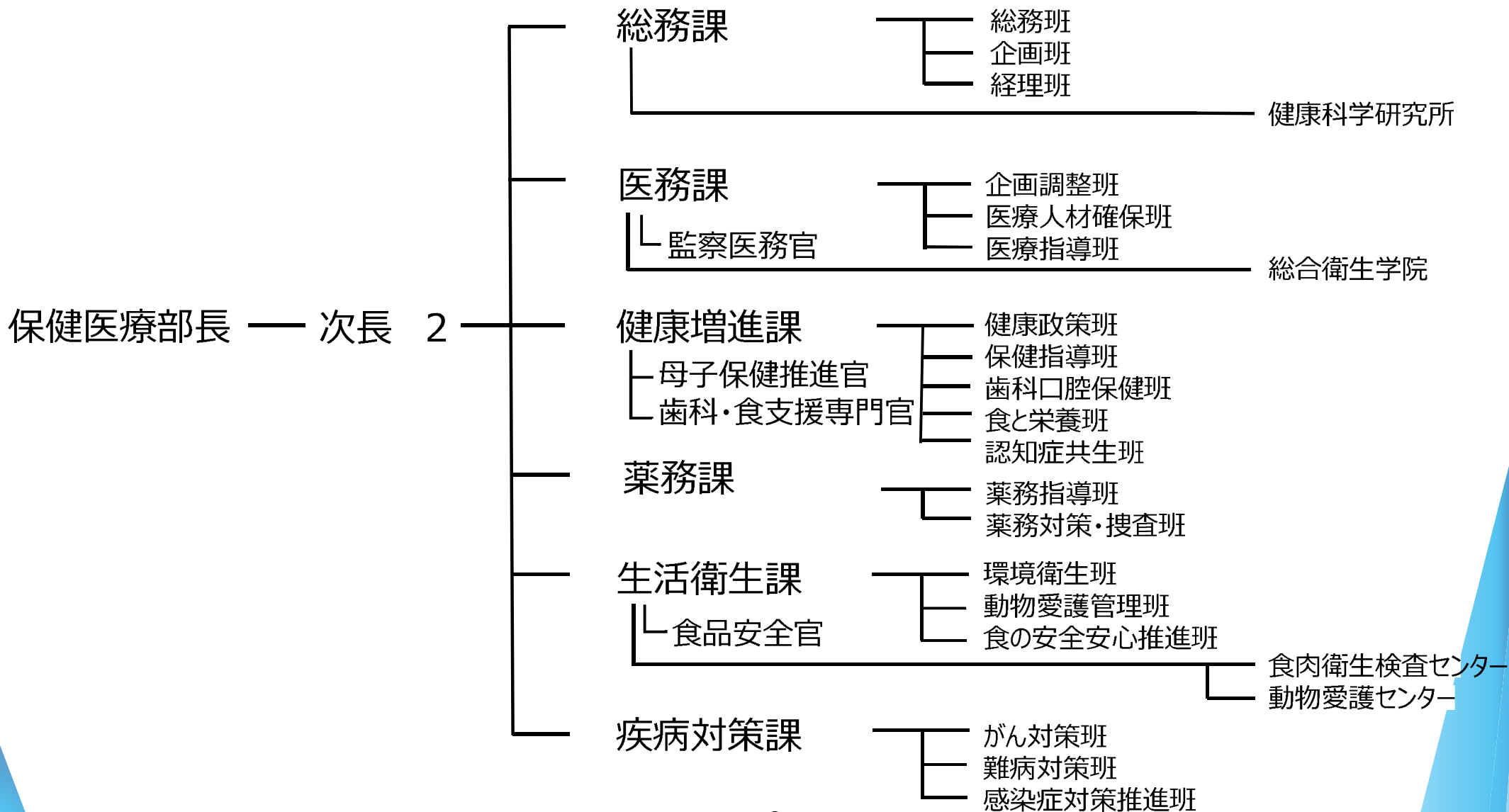
保健医療部

目次

組織図	3
職員配置表	6
重要施策体系表	8
重要施策		
地域医療の推進	9
生涯を通じた健康づくりの推進	13
医薬品等の安全対策の推進	15
生活衛生の推進	17
疾病対策の推進	18
参考資料		
附属機関一覧表	21
地方機関等一覧表	22
主要計画等一覧表	25
事務分掌	27

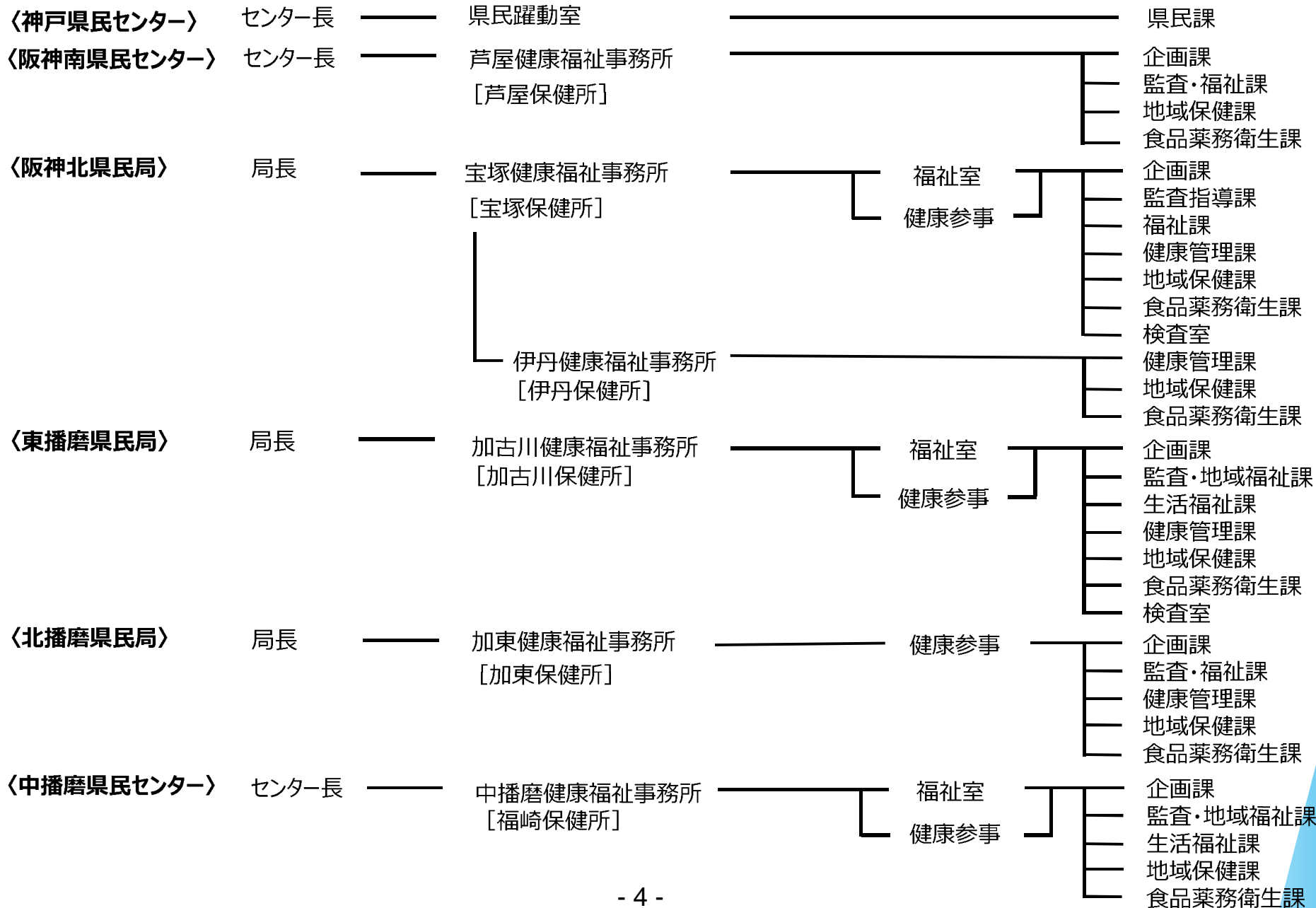
保健医療部組織図

(令和8年4月1日現在)

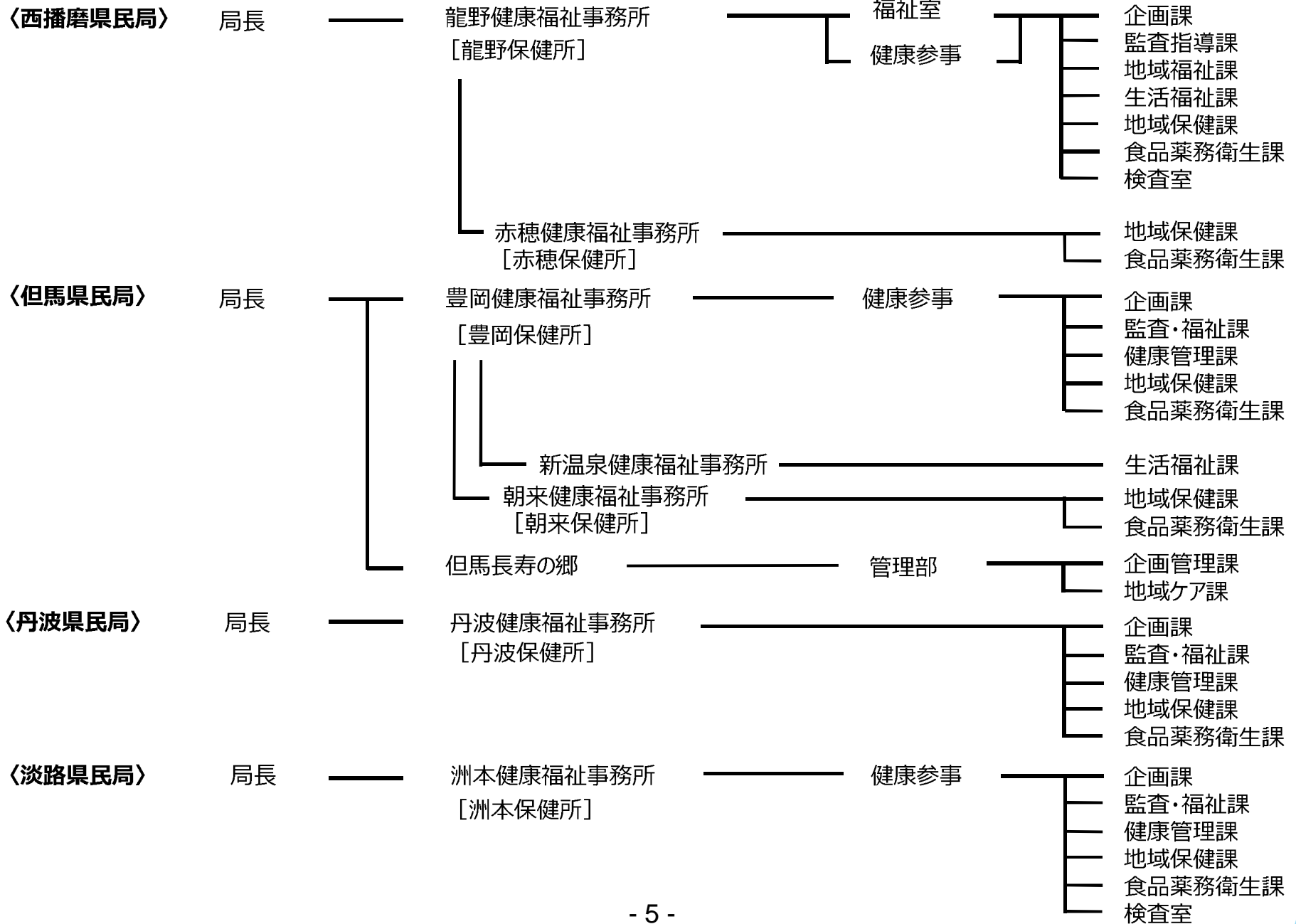


県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)



県民局及び県民センター組織図



職員配置表

課名	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
総務課	22	17	5	
医務課	32	23	9	
健康増進課	34	10	24	
薬務課	20	2	18	
生活衛生課	18	2	16	
疾病対策課	26	14	12	
本庁計	152	68	84	0

※令和8年4月1日現在
 ※再任用職員(短時間)を除く

地方機関又は 派遣団体名	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職
健康科学研究所	31	4	27	
総合衛生学院	30	4	26	
食肉衛生検査センター	34	2	32	
動物愛護センター	51	3	48	
地 方 機 関 計	146	13	133	0
日本赤十字社	2	0	2	
(公財)兵庫県健康財団	4	1	3	
派 遣 団 体 計	6	1	5	0
保 健 医 療 部 計	304	82	222	0

職員配置表

事務所名等	職員数	職員数の内訳			事務所名等	職員数	職員数の内訳		
		事務職	技術職	技能 労務職			事務職	技術職	技能 労務職
〈阪神南県民センター〉					〈但馬県民局〉				
芦屋健康福祉事務所	27	8	19		豊岡健康福祉事務所	39	11	28	
〈阪神北県民局〉					新温泉健康福祉事務所				
宝塚健康福祉事務所	53	17	36		朝来健康福祉事務所	18	3	15	
伊丹健康福祉事務所	35	4	31		但馬長寿の郷	10	3	7	
〈東播磨県民局〉					〈丹波県民局〉				
加古川健康福祉事務所	63	19	44		丹波健康福祉事務所	33	8	25	
〈北播磨県民局〉					〈淡路県民局〉				
加東健康福祉事務所	41	12	29		洲本健康福祉事務所	41	9	32	
〈中播磨県民センター〉					県 民 局 等 計				
中播磨健康福祉事務所	31	15	16		総計（県民局等を含む）	775	223	552	0
〈西播磨県民局〉					※令和8年4月1日現在				
龍野健康福祉事務所	53	21	32		※再任用職員(短時間)を除く				
赤穂健康福祉事務所	19	3	16						

重要施策体系表

安全安心な保健医療の実現

医療確保と健康づくり

1	地域医療の推進	45,456百万円
2	生涯を通じた健康づくりの推進	1,436百万円
3	医薬品等の安全対策の推進	250百万円
4	生活衛生の推進	376百万円
5	疾病対策の推進	12,845百万円

令和8年度保健医療部当初予算の概要

(単位:百万円)

区分 会計	令和8年度 当初予算額	令和7年度 当初予算額	備考	
一般会計	70,578	65,039	事業費	+ 5,539
			(主な増減)	
			医療介護推進基金積立金	+ 1,902
			病院事業経営費負担金	+ 1,762
			病院事業資本費負担金	+ 791
			生産性向上・職場環境整備等緊急支援事業	△ 2,244
			病床機能転換推進・再編統合等支援事業	+ 800
			病床機能再編支援事業	+ 1,000
			難病その他特定疾患医療費	+ 798

1 地域医療の推進

(単位：千円)

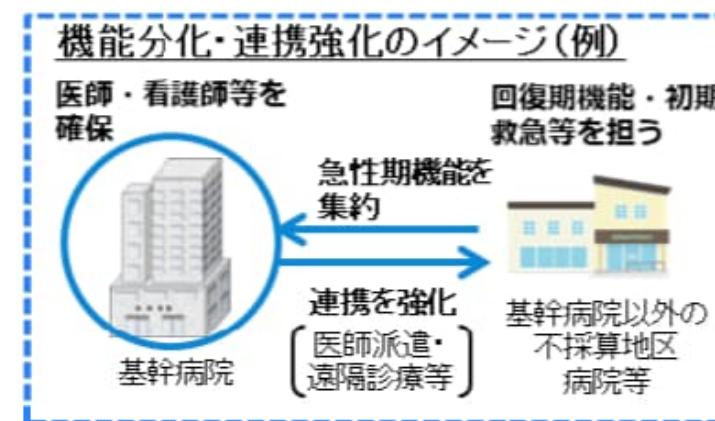
所要経費 の要求額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
45,455,999	8,408,518	7,137,490	0	29,909,991

(1) 良質で効率的な医療提供体制の確立(病床の機能分化と連携)

- ・ 病床の機能分化・連携を一層推進するため、地域医療構想調整会議を開催
- ・ 医療機関の役割分担・連携強化の支援

<開催回数>

	神戸	阪神		東播磨	北播磨	播磨姫路		但馬	丹波	淡路	合計
		阪神南	阪神北			中播磨	西播磨				
R6	6	3	3	2	2	3	3	4	2	2	30
R7	5	3	3	2	2	3	2	4	2	2	28



(2) 在宅医療の充実

- ・ 医師等の医療従事者をはじめとする在宅医療に関わる多職種のネットワーク化を支援
- ・ 訪問看護師が身近な地域で実践的な研修を受けられる体制を整備
- ・ 在宅医療と介護の連携拠点となる訪問看護ステーションの機能充実と連携強化

(3) 医療人材の確保

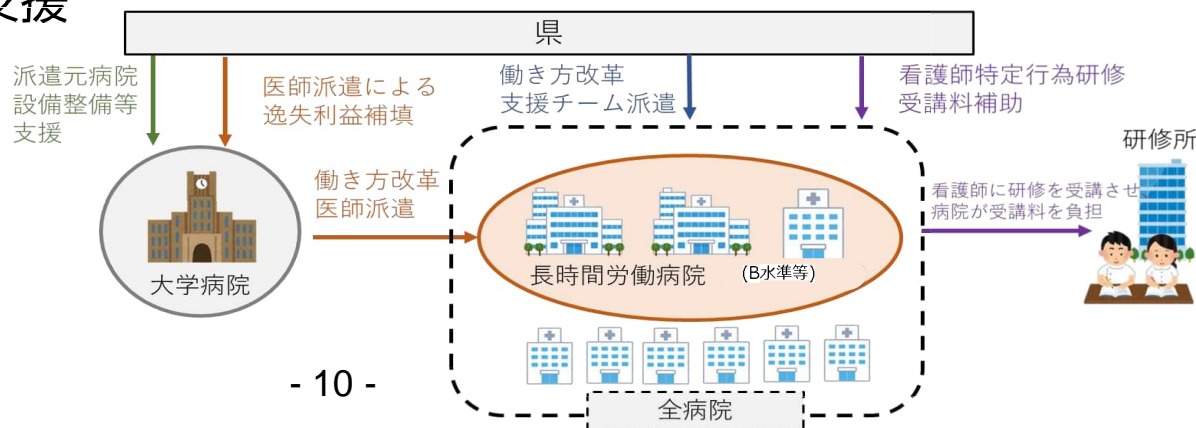
① 医師の確保

- ・ 医師確保計画に基づき、自治医科大学等5大学でへき地等勤務医師を養成し、県内の医療機関に派遣
- ・ 在学中(6年間)及び義務年限中(卒後9年間)のキャリア支援相談体制により、派遣終了後のへき地定着を促進

区分	養成医学生数(人) (6年間)	義務年限(卒後9年間)			養成医数(人)		合計(人)
		臨床研修	前期派遣	後期研修	後期派遣	小計	
R6.4	129	46	56	33	25	160	289
R7.4	129	43	58	36	29	166	295
R8.4	128	43	60	40	34	177	305

② 医師の働き方改革に対する支援

- ・ 長時間労働病院への医師派遣、派遣元病院のICT化やタスクシフト等の取組を支援
- ・ 働き方改革の助言等を行う支援チームを長時間労働病院へ派遣
- ・ 看護師の専門性・実践能力の向上を図り、その役割を拡充(タスクシフト)するため、特定行為研修の受講料を支援



③医療DXによるオンライン診療の推進

- 【新】**・オンライン診療を推進するため、医療機関を対象として医療DXに向けたセミナーを開催
 ・セミナーでは、患者情報の共有を可能とする電子カルテの導入について説明し、
 オンライン診療の活用を促進

<セミナー概要>

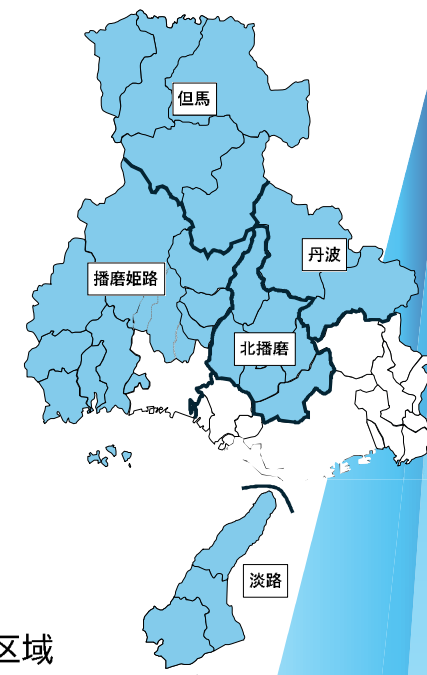
内容	医療DX構想の概要説明 電子カルテ導入の課題や対応等の講演 開催回数2回（医療機関対象）
----	--

<オンライン診療イメージ>



④診療所の承継支援

- 【新】**・医療機関の維持が困難な地域として北播磨、播磨姫路（平成18年の4町編入合併前の旧姫路市域を除く）、但馬、丹波、淡路圏域を「重点医師偏在対策支援区域」に設定
 ・区域内で承継される診療所に対し、医療機器整備費用を支援することにより診療所の円滑な承継を促進し、医療提供体制を維持



⑤看護職員の確保

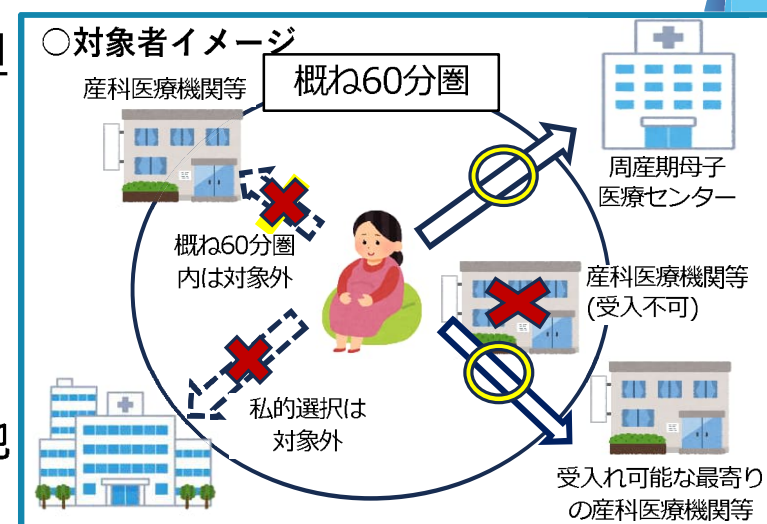
- ・ 病院内保育所の運営費補助等による離職防止対策を実施
- ・ 合同就職説明会の開催や復職支援研修の補助等による再就業を含む就業支援を実施
- ・ ハローワーク連携や淡路島マッチボックス活用による看護補助者確保対策を実施

<看護師等就業者数の推移（隔年12月末 業務従事者届）> （単位：人）

区 分	H20年	H22年	H24年	H26年	H28年	H30年	R2年	R4年	R6年
保健師	1,396	1,482	1,548	1,569	1,679	1,759	1,903	2,223	2,232
助産師	1,073	1,160	1,265	1,334	1,446	1,544	1,493	1,543	1,613
看護師	38,026	41,267	44,502	47,672	50,916	54,658	57,521	58,797	60,788
准看護師	13,684	13,246	12,542	11,787	11,016	10,560	9,619	8,544	7,811
計	54,179	57,155	59,857	62,362	65,057	68,521	70,536	71,107	72,444

(4) 安心できる出産・健診体制の構築支援

- 【新】**
- ・ 遠方の医療施設へ通院する妊産婦の経済的・心理的負担を軽減するため、交通費支援を実施
 - ・ 妊婦健診、出産、産婦健診、不妊治療、産後ケア事業、乳幼児健診のために、自宅等から最寄りの施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等に対して、費用の8割を助成（国1/2、県1/4、市町1/4）
 - ・ 最寄りの産科医療機関等が原則だが、医学的理由その他の事情により、最寄りの周産期母子医療センター等も可



2 生涯を通じた 健康づくりの推進

(単位：千円)

所要経費 の要求額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
1,435,630	307,203	358,896	0	769,531

(1) 健康を支え、守るための社会環境の整備等

- ・ 従業員とその家族の健康づくりに積極的に取り組む「健康づくりチャレンジ企業」への支援
- ・ 特定健診・特定保健指導の受診促進

(2) 母子保健施策の推進

- ・ 予期せぬ妊娠 SOS 相談の実施(24時間体制相談窓口)
- ・ 市町が実施する母子保健事業の支援
産後ケア事業への補助等

(3) 不妊治療支援の充実強化

- ・ 「不妊症等に関する支援推進条例」を制定 (R7.7.1施行)
- ・ 安心して不妊治療等を受けられる環境づくりを推進するため、医療関係者に加え企業や教育関係者等への周知広報を実施
- ・ 不妊治療にかかる先進医療費助成及び通院交通費を助成
- ・ 若い世代への**プレコン**セプションケア*の推進
プレコン講師派遣事業の実施に加え、動画等を作成し普及啓発を推進

*兵庫県が考えるプレコンセプションケアとは、性及び健康に関する知識を持ち
妊娠及び出産の希望を含む自らの将来を考え、健康管理を行うこと



(4) 食の健康づくりの推進

- ・「第5次食育推進計画(R9～)」について、「食の安全安心推進計画」と一体的に見直しを予定
- ・健康的な食環境づくりプロジェクト **BEWELL** の推進(R6末:9社→ R8.4:14社(+5社))

(5) 歯及び口腔の健康づくりの推進

- ・「歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、ライフステージに応じた歯科口腔保健対策を展開
- ・歯科保健体制の整備及び人材育成
- ・ひょうご健口推進ポータルサイト(R7.11開設)を活用した健口情報の発信



サイトトップページ

(6) 受動喫煙対策等の推進

- ・「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、特に20歳未満や妊婦の方の喫煙・受動喫煙による健康への影響等の普及啓発
- ・第4次受動喫煙防止対策検討委員会からの報告(令和8年3月)を踏まえ、規制対象施設への実態調査を実施



啓発チラシ

(7) 認知症施策の推進

- ・共生社会の実現を目指し、認知症の人本人に「ひょうご認知症希望大使」を委嘱するなど、本人や家族の意見を反映した施策を展開
- ・県老人福祉計画と一体的に策定した認知症施策推進計画の見直しを予定(第10期計画(R9～))
- ・認知症疾患医療センターで、MCI(軽度認知障害)と診断された本人、家族が診断直後から適切な支援を受けられる体制の整備促進



R7ひょうご認知症希望大使

(単位：千円)

3 医薬品等の安全対策の推進

所要経費 の要求額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
249,721	12,937	36,293	0	200,491

(1) 医薬品の安全確保対策の推進

- ・ 県民への健康被害を未然に防止するため、製造業者や薬局等への監視・指導等を徹底
- ・ 機能別薬局の知事認定制度の円滑な導入を進め、かかりつけ薬剤師・薬局の定着を促進

(2) 災害時の医薬品供給等の体制整備

- ・ 災害時において緊急用医薬品等を安定供給できる体制を整備するとともに、新型インフルエンザ対策として抗インフルエンザウイルス薬を備蓄
- ・ 災害発生時に医薬品等の供給調整、薬剤師の派遣調整等を行う災害薬事コーディネーターを養成し設置

(3) 毒物劇物の危害発生防止対策の推進

- ・ 保健衛生上、重大な危害を及ぼす毒物劇物について、毒物及び劇物取締法に基づき、危害防止対策を推進

(4) 血液確保及び造血幹細胞移植対策の推進

- ・ 血液製剤を確保するため、献血を推進
- ・ 臍帯血バンクの啓発や骨髄等ドナー登録会等を実施



(左)造血幹細胞移植特別講義
(右)臍帯血バンクリーフレット



(5) 薬物乱用防止対策の推進

① 薬物乱用防止対策の推進

- 市販薬のオーバードーズ（多量摂取）や大麻事犯の増加等を踏まえ、若年層を中心とした普及啓発を推進
- 【新】** 薬局・ドラッグストアへのポスター配布及び教育現場での映像教材を活用したオーバードーズ対策強化
- 兵庫県薬物乱用防止PR大使等によるSNSを利用した啓発、学校等における薬物乱用防止教室等を実施



SNSによる動画広告配信

② 危険ドラッグ対策の推進

- 未規制物質による健康被害を防ぐため、「薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、危険ドラッグ販売店を規制するとともに、SNSや街頭ビジョン等を活用した啓発を実施



街頭啓発活動

(6) 温泉対策

- 温泉法に基づき設置した「兵庫県環境審議会温泉部会」の意見を聴き、温泉の利用に係る許可等を行い、温泉の保護及び利用の適正化を推進

4 生活衛生の推進

(単位：千円)

所要経費 の要求額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起債	一般財源
375,749	28,255	133,635	0	213,859

(1) 食の安全安心の推進

- ・「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」の導入及び定着促進
- ・「食の安全安心推進計画(第4次)」に基づき、食品の安全性・信頼性を確保し、第5次計画(令和9年度～13年度)の策定に向け、審議会等で検討
- ・食中毒の予防対策
食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施
営業者や従事者を対象として衛生講習会を開催



(2) 動物愛護管理対策の推進

- ・県民等から寄せられる様々な相談への対応、動物愛護センター及び各支所の「猫の完全屋内飼養モデルルーム」の活用等により、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発を推進

(3) 環境衛生対策の推進

- ・住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る

(4) 旅館業法施設への規制強化

- ・旅館業施設において、周辺住民への騒音等が問題となっている中、国の通知を踏まえ、旅館業法施行条例の改正による規制強化により、周辺住民の生活環境の保持を図る

(単位：千円)

5 疾病対策の推進

所要経費 の要求額	財源内訳			
	国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源
12,844,992	6,912,218	25,032	0	5,907,742

(1) がん対策の推進

① 早期発見の推進

- ・がん検診の受診勧奨や、中小企業等への検診受診費用の助成等

② 医療体制の充実

- ・がん診療連携拠点病院を中核とする診療ネットワークの構築
- ・若年がん患者に対する妊孕性温存治療費等を助成

③ がん患者が安心して暮らせる社会の実現

- ・関係団体等との連携による就労支援体制の充実やがん教育の推進
- ・外見の変化を補完する補正具の購入費用の一部を助成
- ・現役世代が安心して治療と社会参画を両立できる方策を検討するため、検討会を設置

(2) 肝炎対策の推進

- ・検査陽性者に対する精密検査受診勧奨や、ウイルス性肝炎治療に対する医療費を助成

(3) 循環器病対策の推進

- ・「第2次循環器病対策推進計画」に基づき、相談支援の充実や移行期医療支援体制の整備等、循環器病対策を推進

(4) 難病対策の推進

- ・医療費の公費助成を行うほか、重症難病患者に重点をおいた支援を実施
- ・兵庫県難病相談センターを設置し、難病患者・家族、関係者等の相談支援を実施

(5) 総合的・計画的な感染症等対策

① 感染症予防計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく感染症危機への備え

- ・ 新興感染症発生時の医療提供体制の確保に向けた医療機関等との協定締結の推進
- ・ 新興感染症発生時における対応体制構築のため、各部局、地域の病院、県医師会等と連携した研修や訓練等の推進
- ・ 「兵庫県感染症対策センター」(通称:ひょうごCIC)による新興感染症への対応体制の強化として、感染症対策研修の充実や、県ホームページによる情報発信の強化等を実施

② 結核・エイズ等感染症対策の推進

- ・ 医療機関等と連携した迅速な患者・接触者調査の実施
- ・ 市町が実施する予防接種事業の推進

③ ハンセン病問題対策

- ・ 正しい知識の普及と偏見・差別の解消に向けた啓発
- ・ 回復者が故郷ひょうごを訪れる里帰り事業等の実施

④ 予防接種対策

- ・ 母子免疫ワクチン定期接種化に伴う接種体制支援

(6) アレルギー疾患対策

- ・ 「兵庫県アレルギー疾患対策推進計画(第2期)」に基づき、地域の実情に応じた総合的なアレルギー疾患対策を推進

参 考 资 料

附属機関一覧表

(令和8年4月1日現在)

名称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課
医療審議会	医療法第72条第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	30人以内	2年	医務課
健康づくり審議会	健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内	2年	健康増進課
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事務	18人以内	2年	薬務課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項(同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	—	審査発生時から終了まで	薬務課
生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関する事務	20人以内	2年	生活衛生課
食の安全安心と食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例による食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	20人以内	2年	生活衛生課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第3項の規定による就業制限、入院勧告及び入院の期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担申請に基づく費用の負担に関し必要な事項の審議等に関する事務	7人以内 ※7圏域に設置	2年	疾病対策課
新型インフルエンザ等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24年法律第31号)による行動計画の案の作成及び行動計画の変更に関する事項の建議に関する事務	15人以内	3年	疾病対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8条の規定による指定難病等の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	11人	2年	疾病対策課
小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の4の規定による小児慢性特定疾病の公費負担の医療費助成申請者の支給認定の審査に関する事務	5人	2年	疾病対策課

主要計画等一覧表

(令和8年4月1日現在)

名称	策定の内容・趣旨	期間	根拠法令	担当課
兵庫県保健医療計画	すべての県民が安心して健やかに暮らせる社会の実現に向け、県民、関係機関、関係団体、行政が取り組むべき保健医療分野の計画として策定	R6～R11年度	医療法 (第30条の4) (第30条の6)	医務課
兵庫県健康づくり推進プラン	健康づくりと疾病予防に重点を置いた取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進するための計画を策定	R4～R8年度	健康づくり推進条例 (第8条)	健康増進課
兵庫県健康づくり推進実施計画	兵庫県健康づくり推進プランに定める基本的な目標・方針に沿って、県民の健康づくりを推進するため、県民、関係団体等、事業者、市町、県の役割及び具体的な施策や目標を盛り込んだ計画を策定	R6～R11年度	健康増進法 (第8条) 健康づくり推進条例 (第9条)	健康増進課
食育推進計画	食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、学校、関係団体、企業、健康・食関連企業、行政等の役割並びに中期的な施策及びその目標を盛り込んだ計画を策定	R4～R8年度	食育基本法 (第17条) 食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	健康増進課
動物愛護管理推進計画	人の生活において重要性が高まっている動物を取り巻く今日の状況等を踏まえ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、県の具体的な取組みを示すものとして策定	R3～R12年度	動物の愛護及び管理に関する法律 (第6条)	生活衛生課
兵庫県食品衛生監視指導計画	飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の食の安全性を確保するため、県が実施する食品衛生監視指導の計画として策定	R8年度 ※毎年見直し	食品衛生法 (第24条第1項)	生活衛生課

主要計画等一覧表

(令和8年4月1日現在)

名称	策定の内容・趣旨	期間	根拠法令	担当課
食の安全安心推進計画	県民誰もが安心できる食生活の実現を図るため、食の安全安心に関する施策とその目標について策定	R4～R8年度	食の安全安心と食育に関する条例 (第6条第1項)	生活衛生課
兵庫県感染症予防計画	感染症の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策の実施に関する計画を策定	H12～ H14,17,21, 23,26,27, 29,30, R5年度改定	感染症予防法 (第10条)	疾病対策課
兵庫県がん対策推進計画 (第6次ひょうご対がん戦略)	がん征圧に向けた総合的な対策を推進するため、がんの予防の推進、早期発見の推進、医療体制の充実、がん患者が安心して暮らせる社会の実現等の施策を盛り込んだ計画を策定	R6～R11年度	がん対策基本法 (第12条)	疾病対策課
第2次兵庫県循環器病対策推進計画	県民の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率を減少させるため、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進する計画として策定	R6～R11年度	健康寿命の延伸等 を図るための脳卒中、 心臓病その他の循環器に 係る対策に関する基本法 (第11条)	疾病対策課
兵庫県新型インフルエンザ等 対策行動計画	新型インフルエンザ等による感染拡大を抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、社会生活及び社会経済に及ぼす影響を最小とするため計画を策定	H21年～ H25,29, R6年度改定	新型インフルエンザ 等対策特別措置法	疾病対策課
兵庫県アレルギー疾患対策推進計画	アレルギー対策をめぐる課題に的確に対応するため、アレルギー疾患対策にかかる施策の方向性を示し、総合的な取り組みを推進するため計画を策定	R7～R11年度	アレルギー疾患対策 基本法 (第13条)	疾病対策課

〈地方機関等・事務分掌〉

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民躍動室	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 3 介護保険に関すること。 4 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 5 身体障害者福祉に関すること。 6 知的障害者福祉に関すること。
健康福祉事務所 芦屋健康福祉事務所 宝塚健康福祉事務所 加古川健康福祉事務所 加東健康福祉事務所 中播磨健康福祉事務所 龍野健康福祉事務所 豊岡健康福祉事務所 丹波健康福祉事務所 洲本健康福祉事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活衛生に関すること。 6 住宅宿泊事業に関すること 7 医事及び薬事に関すること。 8 保健師に関すること。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関すること。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対策に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉に関すること。 21 民生委員及び児童委員に関すること。 22 社会福祉統計に関すること。 23 母子家庭等及び寡婦の福祉に関すること。 24 配偶者からの暴力に関する相談等の連絡調整に関すること。 25 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。 26 引揚者並びに旧軍人等及びその遺族に対する援護等の相談に関すること。 27 中国残留邦人等の生活支援給付等に関すること。 28 災害援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 31 児童福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康及び福祉に係る事業の調整に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務																				
	<p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="608 338 1390 936"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋健康福祉事務所</td> <td>尼崎市 西宮市 芦屋市</td> </tr> <tr> <td>宝塚健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>加古川健康福祉事務所</td> <td>明石市 加古川市 高砂市 加古郡</td> </tr> <tr> <td>加東健康福祉事務所</td> <td>西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡</td> </tr> <tr> <td>中播磨健康福祉事務所</td> <td>姫路市 神崎郡</td> </tr> <tr> <td>龍野健康福祉事務所</td> <td>相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡</td> </tr> <tr> <td>豊岡健康福祉事務所</td> <td>豊岡市 養父市 朝来市 美方郡</td> </tr> <tr> <td>丹波健康福祉事務所</td> <td>丹波篠山市 丹波市</td> </tr> <tr> <td>洲本健康福祉事務所</td> <td>洲本市 南あわじ市 淡路市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市	宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡	加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡	加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡	中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡	龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡	豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市	洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市
名 称	所 管 区 域																				
芦屋健康福祉事務所	尼崎市 西宮市 芦屋市																				
宝塚健康福祉事務所	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡																				
加古川健康福祉事務所	明石市 加古川市 高砂市 加古郡																				
加東健康福祉事務所	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡																				
中播磨健康福祉事務所	姫路市 神崎郡																				
龍野健康福祉事務所	相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡																				
豊岡健康福祉事務所	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡																				
丹波健康福祉事務所	丹波篠山市 丹波市																				
洲本健康福祉事務所	洲本市 南あわじ市 淡路市																				
<p>伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所</p>	<p>伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>38 2から16までに掲げる事務 39 34（福祉に関する事業の調整に関することを除く。）及び36に掲げる事務（社会福祉に関することを除く。）</p> <p>所管区域については次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="628 1346 1390 1570"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊丹健康福祉事務所</td> <td>伊丹市 川西市 川辺郡</td> </tr> <tr> <td>赤穂健康福祉事務所</td> <td>相生市 赤穂市 赤穂郡</td> </tr> <tr> <td>朝来健康福祉事務所</td> <td>養父市 朝来市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 管 区 域	伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡	赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡	朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市												
名 称	所 管 区 域																				
伊丹健康福祉事務所	伊丹市 川西市 川辺郡																				
赤穂健康福祉事務所	相生市 赤穂市 赤穂郡																				
朝来健康福祉事務所	養父市 朝来市																				
<p>新温泉健康福祉事務所</p>	<p>豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、美方郡である。</p>																				

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	<p>但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの分野に関する知識及び技術の普及向上（以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。）に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。 4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。 <p>1 から 9 までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。 11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

地 方 機 関 名	所 掌 事 務
県立健康科学研究所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導を行うこと。 2 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、県立健康科学研究所の目的を達成するために必要なこと。
県立総合衛生学院	<ol style="list-style-type: none"> 1 助産師及び看護師の養成に関すること。 2 歯科衛生士の養成に関すること。 3 介護福祉士の養成に関すること。
食肉衛生検査センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 と畜検査及び食鳥検査に関すること。 2 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に関すること。 3 と畜場及び食鳥処理場における食肉及び食鳥肉等の衛生に関すること。 4 食用に供する獣畜及び家きん並びに食肉及び食鳥肉等の調査研究に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、食肉衛生検査センターの目的を達成するために必要なこと。
動物愛護センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 動物愛護思想の高揚等に関すること。 2 動物の適正な飼養及び保管に関すること。 3 動物の収容等に関すること。 4 狂犬病の予防に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、動物愛護センターの目的を達成するために必要なこと。